

第 69 回 河川レンジャー制度運営委員会

日 時：令和 5 年 6 月 14 日（水）14:00～16:00

場 所：ウォーターステーション琵琶 会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 委員長・副委員長の選出 (資料-1・2)

3. 報告

(1) 第 68 回委員会の開催結果（議事要旨） (資料-3)

(2) 第 68 回委員会以降の河川レンジャー活動支援室の主な取組状況 (資料-4)

4. 審議

(1) 河川レンジャー年間活動計画の承認について (資料-5)

5. その他

(1) 傍聴者からのご意見

6. 閉会

【配付資料】

資料-1 2023 年度 琵琶湖河川レンジャー運営体制

資料-2 委員長・副委員長の選出について

資料-3 第 68 回河川レンジャー制度運営委員会 議事要旨

資料-4 河川レンジャー活動支援室からの報告

資料-5 2023 年度 琵琶湖河川レンジャー年間活動計画（案）

参考資料-1 河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

参考資料-2 河川レンジャー制度運営委員会規約

参考資料-3 琵琶湖河川レンジャー活動要領

参考資料-4 琵琶湖河川レンジャートライアル基本ルール

第69回 河川レンジャー制度運営委員会 委員名簿

区分	分類	氏名	所属等	備考
河川レンジャー 制度運営委員会	学識経験者	なかたに けいごう 中谷 恵剛	NPO法人瀬田川リバブレ隊 代表	
		ひらやま なおこ 平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授	
	住民	きたい かおり 北井 香	おうみ 淡海の川づくりフォーラム実行委員長	
	行政関係者 (河川管理者)	ぬまた あつし 沼田 淳	滋賀県土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 室長	
		や の ともひさ 矢野 公久	国土交通省 琵琶湖河川事務所 所長	

琵琶湖河川レンジャー

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川レンジャー	ね ぎやま こうへい 根木山 恒平		
	みずかみ ゆきお 水上 幸夫		
	ふくにし けんた 福西 健太		
	にしじま まさひろ 西島 昌宏		
	のむら ゆみこ 野村 祐美子		

河川レンジャー制度運営委員会 事務局

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川事務所	たなか もとゆき 田中 基幸	総括保全対策官	
	まつだ まさひろ 松田 政裕	保全対策官	
	やすだ ゆうすけ 安田 有佑	管理課 調整係長	
活動支援室	まつおか とおる 松岡 徹	ウォーターステーション琵琶 流域連携支援室	河川レンジャーマネージャー
業務受託者	てらい よしゆき 寺井 喜之	(公財) 河川財団 近畿事務所 所長	
	なかにし ふみなお 中西 史尚	(公財) 河川財団 近畿事務所	
	いのうえ ゆうき 井上 勇樹	(公財) 河川財団 近畿事務所	
	お の まさお 小野 正雄	(公財) 河川財団 名古屋事務所	

2023 年度 琵琶湖河川レンジャー運営体制

2023 年度の琵琶湖河川レンジャーの運営体制について、確認と共有をお願いします。

1. 河川レンジャー制度運営委員会

河川レンジャー制度運営委員会の委員は表 1.の通りです。

※今年度の委員長と副委員長の選出は、本会で執り行います。

表 1. 河川レンジャー制度運営委員会委員 一覧

分類	氏名	所属等	備考
学識経験者	なかたに けいごう 中谷 恵剛	NPO 法人 瀬田川リバプレ隊 代表	
	ひらやま なおこ 平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授	
住民	きたい かおり 北井 香	淡海の川づくりフォーラム 実行委員長	
行政関係者 (河川管理者)	ぬまた あつし 沼田 淳	滋賀県土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 室長	
	やの ともひさ 矢野 公久	国土交通省 琵琶湖河川事務所 所長	

(敬称略)

2. 琵琶湖河川レンジャー

琵琶湖河川事務所管内で活動を展開する河川レンジャーは表 2.の通りです。

表 2. 琵琶湖河川レンジャー 一覧

区分	氏名	任期等	備考
河川レンジャー	ねぎやま こうへい 根木山 恒平	6期 11年目	
	みずかみ ゆきお 水上 幸夫	4期 7年目	
	ふくにし けんた 福西 健太	2期 3年目	
	にしじま まさひろ 西島 昌宏	1期 1年目	
	のむら ゆみこ 野村 祐美子	1期 1年目	

(敬称略)

3. 琵琶湖河川レンジャー担当者

琵琶湖河川レンジャーの担当者（琵琶湖河川事務所、活動支援室 他）は表 3.の通りです。

表 3. 琵琶湖河川レンジャー担当者 一覧

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川事務所	たなか もとゆき 田中 基幸	総括保全対策官	
	まつだ まさひろ 松田 政裕	保全対策官	
	やすだ ゆうすけ 安田 有佑	管理課 調整係長	
活動支援室 (業務受託者)	まつおか とおる 松岡 徹	ウォーターステーション琵琶湖 流域連携支援室	レンジャーマネージャー
業務受託者	てらい よしゆき 寺井 喜之	(公財) 河川財団 近畿事務所長	
	なかにし ふみなお 中西 史尚	(公財) 河川財団 近畿事務所	
	いのうえ ゆうま 井上 勇樹	(公財) 河川財団 近畿事務所	
	おの まさお 小野 正雄	(公財) 河川財団 名古屋事務所	

(敬称略)

委員長・副委員長の選出について

河川レンジャー制度運営委員会の委員長、副委員長は、「河川レンジャー制度運営委員会規約」第 7 条 2 項により、委員の互選により定めることとなっています。

本会において、委員長、副委員長の選出を行いたく存じます。

表 1. および表 2. をご確認ください、自薦、他薦を含めて、選出をお願いいたします。

表 1. 2023 年度 河川レンジャー制度運営委員会委員 一覧

分類	氏名	所属等	備考
学識経験者	なかたに けいごう 中谷 恵剛	NPO 法人 瀬田川リバブレ隊	* 2022 年度委員長
	ひらやま なおこ 平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科	
住民	きたい かおり 北井 香	淡海の川づくりフォーラム 実行委員長	* 2022 年度副委員長
行政関係者 (河川管理者)	ぬまた あつし 沼田 淳	滋賀県土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 室長	
	やの ともひさ 矢野 公久	国土交通省 琵琶湖河川事務所 所長	

(敬称略)

表 2. 河川レンジャー制度運営委員会規約 第 7 条 (抜粋)

(委員長及び副委員長)

第 7 条 委員会には委員長 1 名、副委員長 1 名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

第 68 回 河川レンジャー制度運営委員会 議事要旨

開催日：令和 5 年 3 月 1 日（水）14:00～17:30
実施場所：オンライン+ウォーターステーション琵琶 1 階会議室
出席者：制度運営委員会委員：中谷、北井、平山、辻、矢野
琵琶湖河川レンジャー：水上、福西
傍聴者：1 名
事務局：琵琶湖河川事務所；荻田、松田、堀
流域連携支援室；中西、松岡、井上、寺井、小野

(敬称略)

1. 議事

- 報告 (1) 河川レンジャー活動支援室からの報告
(2) 河川レンジャー年間活動報告
- 審議 (1) 河川レンジャー応募用紙等の改正について
- その他
(1) 河川レンジャー関連活動の年間実績及び次年度スケジュール案
(2) 河川レンジャーレポート vol. 48 発行報告
(3) 琵琶湖河川事務所からの情報提供
(4) 傍聴者からのご意見
- 非公開審議 (河川レンジャー審査)

2. 結果 [凡例：○ 委員、□ 河川レンジャー、△ 事務局、☆ 傍聴者]

■ 報告

(1) 河川レンジャー活動支援室からの報告

- △ 河川レンジャー活動支援室から前回委員会以降の動き等について以下の報告を行った。
 1. 河川レンジャー・河川レンジャートライアルの応募状況
 2. 河川レンジャートライアルの活動報告
 3. 河川レンジャー勉強会の活動報告
 4. 河川レンジャー・琵琶湖河川事務所 意見交換会 開催報告
 5. 瀬田川・琵琶湖の外来水草問題を学ぼう 開催報告
 6. 第 67 回 河川レンジャー制度運営委員会 開催報告

(2) 河川レンジャー年間活動報告

河川レンジャー 3 名より年間活動報告がなされた。各河川レンジャーの年間活動報告に対する委員の意見・助言は以下のとおり。

【根木山 河川レンジャーの年間活動報告について】

- 根木山河川レンジャーの活動報告は、本人所用により、事前に撮影した動画にて報告が行われた。

【水上 河川レンジャーの年間活動報告について】

- 幼木伐採活動について、立命館守山中学校が参加されているが、同校はサイエンス教育等に力を入れていると聞く。活動を通じて生徒から学んでいる学術的な考察等が聞かれたりするか。川への関心の高まりや再認識など内面的な効果があるとよりよい。
⇒□参加する生徒へは、目的が防災のための幼木伐採であることを事前に訪問して説明している。特に、幼木材が炭になる過程を実践するところでサイエンスクラブの先生に

協力していただいた。また、事務局と相談し参加者の内面的な効果を年間活動報告に追記したい。

- 河川清掃の活動は、連携の輪も広がってきているなど、年々充実してきていると感じる。河川清掃の準備や運営において課題や手応えがあれば教えてほしい。
 - ⇒□企業や学校、連携の輪が広がってきたことにより、企画内容も充実し、活動における準備や役割分担を行うなどして、自身はコーディネートする側へ移行しつつある。反面、企画内容の充実に伴い運営すべてに目が行き届かなかったところが反省点。住民主体に変えていくことをどう進展させていくかが今後も悩ましく感じている。何回も訪問することが一番大事かと思っている。
 - ⇒○密にコミュニケーションを図る中で、個別に進めると役割も重くなるように思う。可能であれば、一緒に打合せする場を設けるのも一つの手かと思う。今後の展開に期待している。
 - ⇒□お互いの信頼関係をもう少し高めて、協議会のような場づくりを目指していきたい。
- 活動を仕掛ける上で、企業や学校など組織があるところは意思伝達がスムーズであるが、住民に対しては伝え方が難しい。例えば河川レンジャーが活動していることを知らない住民に活動をどう思うか尋ねることからもヒントが得られる。一緒に考える場があるとよりよくつながっていくのではないか。また、うまく企業を巻き込んでいるので、地元守山市もうまく巻き込んでもらえるといい。

【福西 河川レンジャーの年間活動報告について】

- 活動「応急手当と水難事故発見時の対応」について、川で活動されている方へ参考となる。今後、動画の撮影および配信を検討されてはどうか。
 - ⇒□必要機材や環境を整えば可能である。今後考えていく。
- 瀬田川の清掃活動について、大津市北部クリーンセンターとの繋がりができたということだが、ゴミ処理の役割などはどのように分担されているのか。
 - ⇒□今回は、清掃活動およびゴミの分別・集積までは参加者（住民）で、ゴミの回収・運搬は北部クリーンセンターに実施していただく調整をした。
 - ⇒○行政等との調整など、今回の活動を実施する際に、過去の経験等があったのか。
 - ⇒□河川レンジャーに任命される以前、淀川流域や琵琶湖での清掃活動に参加し、主催者から清掃活動の企画全般について聞いてきた経過があり、知識としては持っていた。その経験が生きたと思う。
- 今後、福西河川レンジャーのノウハウが清掃活動したい人に伝われば良い。
- ライフジャケットの着用の啓発については、直接河川利用者とコミュニケーションをとる難しさもあると思われるが、うまく広がると良い。AEDの使い方や設置場所の情報などを簡単に伝える方法などもあるといい。清掃活動の感想を聞く際には、さりげなく「何が良かったのか」など掘り下げた質問を試みるのも良い。
- 瀬田川洗堰より下流域への活動展開については、危険箇所を十分注意しながら進めてほしい。

■ 審議

(1) 河川レンジャー応募用紙等の改正について

- △ 河川レンジャー応募用紙の様式について、応募者によっては設問内容が重複しているように解釈されてしまう箇所があり、内容をより明確にするため、設問の改良を提案した。
 - ⇒提案通り設問を改良することとし、併せて記入例を作成し、ホームページでも掲載させる。ただし、運用にあたっては事前に委員へ提示して確認・了承を得る。

■その他

(1) 河川レンジャー関連活動の年間実績及び次年度スケジュール

△ 2022年度の琵琶湖河川レンジャー関連活動の実績および2023年度の活動スケジュールを報告した。

(2) 河川レンジャーレポートの発行等について

△ 河川レンジャーレポート vol.48 の発行について報告した。

⇒○河川レンジャーの活動エリアへ十分且つ効果的に発信していけるように発行部数を検討して広報いただければ良い。

(3) 琵琶湖河川事務所からの情報提供

△ 瀬田川散策路（瀬田川ぐるりさんぽ道）について、利用マナー啓発チラシを作成。今後、河川レンジャーの活動ツールの一つとしても活用しつつ、広報していくことがアナウンスされた。

⇒○広報にあたっては、チラシ紙面に河川レンジャーホームページのQRコードを掲載してPRしていくなどの工夫も検討いただけたらと思う。

(4) 傍聴者からのご意見

☆ 琵琶湖河川レンジャーについて具体的に活動内容や運営等についてよく分かった。

■非公開審議（河川レンジャー審査）

応募のあった琵琶湖河川レンジャー希望者に対する審査が執り行われ、5名の任命が決議された。

以上

河川レンジャー活動支援室からの報告

第 68 回河川レンジャー制度運営委員会以降において、河川レンジャー活動支援室（以下、支援室）の主な取組状況を報告します。

1. 令和5年度の支援室の主なスケジュール

令和 5 年度の河川レンジャー制度運営委員会等の主なスケジュールを表 1 に示します。

表 1 2023 年度 河川レンジャー関連年間計画（案）

時期	制度運営委員会等	河川レンジャーミーティングおよび河川レンジャー研修	その他支援室の主な動き (Rレポート発行、各種イベント開催)
令和5年度	4月	河川レンジャーミーティング 4/12, 14, 19, 21	
	5月	河川レンジャーミーティング 5/16, 17	
	6月	河川レンジャーミーティング 6/1, 3, 5, 7	
	7月	河川レンジャー研修7/10 河川レンジャーミーティング	琵琶湖河川レンジャーレポート50号 発行
	8月	河川レンジャーミーティング	
	9月	河川レンジャーミーティング	
	10月	河川レンジャーミーティング 河川レンジャー研修	
	11月	河川レンジャーミーティング	琵琶湖河川レンジャーレポート51号 発行
	12月	河川レンジャーミーティング	
	1月	河川レンジャーミーティング	
	2月	河川レンジャーミーティング	琵琶湖河川レンジャーレポート52号 発行
	3月	河川レンジャーミーティング	

2. 河川レンジャーの募集状況

- 河川レンジャーの募集は、今年度も引き続き、WS 琵琶のホームページ・チラシ配架等で行っています。
- 令和5年6月1日時点で河川レンジャーへの応募はありません。

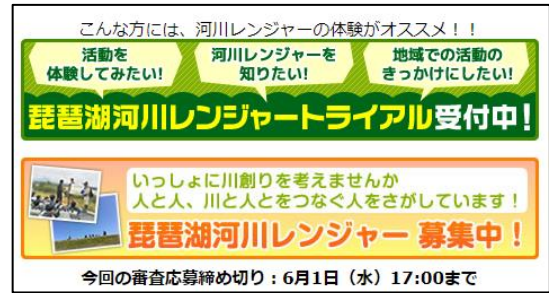


図1 WS 琵琶ホームページでの募集案内

3. 河川レンジャートライアルの募集状況と在籍者

- 河川レンジャートライアルの募集は、今年度も引き続き、WS 琵琶のホームページ・チラシ配架等で行っています。
- 現在の河川レンジャートライアルの在籍者は5名です。

表2 河川レンジャートライアルの登録状況 (R5. 6/14 現在)

区分	性別	登録日	備考
大学生	男性	R4.4.26	龍谷大学4回生 (R5 現在) ※R4 登録日時点は3回生
	男性	R4.8.24	龍谷大学3回生 (R5 現在) ※R4 登録日時点は2回生
	男性	R4.8.24	龍谷大学3回生 (R5 現在) ※R4 登録日時点は2回生
	男性	R4.10.12	龍谷大学3回生 (R5 現在) ※R4 登録日時点は2回生
	女性	R4.10.20	龍谷大学4回生 (R5 現在) ※R4 登録日時点は3回生

- 昨年度 (R4) の河川レンジャートライアルの活動は計5回

表3 昨年度 (R4) の河川レンジャートライアルの活動

活動日	活動名	トライアルの参加人数
令和4年5月21日	幼木伐採・簡易炭作り	1人
令和4年6月25日	野洲川河川清掃 (夏季)	1人
令和4年10月8日	野洲川河川清掃 (秋季)	3人
令和4年12月18日	河川レンジャー活動の体験会	4人
令和5年2月20日	瀬田川・琵琶湖の外来水草問題を学ぼう	3人

4. その他:河川レンジャーへの主な支援

- 根木山R:活動支援・資機材の貸し出し支援・河川事務所との調整支援
- 水上R :活動支援 河川事務所と地元中学校のつなぎ支援の調整
清掃活動計画の調整支援、当日の活動支援
- 野村R :活動支援 河川事務所へのヒアリング調整支援・年間計画に対する調整支援
- その他 年間活動計画作成、月間活動報告に伴うアドバイス等について
河川レンジャートライアルのレンジャー活動への参加調整

以上

2023 年度 琵琶湖河川レンジャー年間活動計画 (案)

- 根木山 河川レンジャー P. 1
- 水上 河川レンジャー P. 3
- 福西 河川レンジャー P. 7
- 西島 河川レンジャー P. 10
- 野村 河川レンジャー P. 12

(テーマ) 野洲川の川守をつなぐ(下流および上流にて)

氏名: 根木山恒平

作成日: 2023年5月8日

<p>背景と昨年度の課題</p>	<p>私は、過去10年間にわたり、主に野洲川下流部(守山市中洲地区)を中心に、地域に入り、住民の声を聴取しながら、住民の野洲川の利用促進と、維持管理作業への住民の協力を進められているように、川と人、住民と行政とのつなぎ役として活動してきました。下流部では、かわまちづくり支援制度にもとづき、守山市と国交省による水辺整備が行われ、住民による利用がすこしずつ進んでいます。今年度、親水公園のトイレが守山市により新たに整備されたことから、今後は、さらなる利用促進に向け、住民の声を聴取しながら、地元自治会などとも連携し、行政とのつなぎ役を果たしながら活動していく必要があると考えます。</p> <p>他方で、今年度からすこしずつ準備を進めてきた上流部(栗東市・野洲市・守山市)で、新たな「川守つなぎ」の活動も、本格的に進めていこうと考えています。川に近づきにくいと思っていましたが、現地踏査の結果、一部、低水路護岸が階段状になっていて、水辺に近づける場所も確認しており、そうした場所で、住民が川遊びや、調査活動、自然再生活動などに参加できる場づくりから活動をはじめたいと感じています。また、新しい河川レンジャーが出てきた場合には、必要に応じて、サポートできるようにしたいと考えています。</p>
<p>実施目的</p>	<p>(ビジョン)</p> <p>野洲川の下流部から上流部(直轄区間)にかけて、住民が野洲川を利用する機会を増やし、また、ごみ拾いや幼木伐採、除草作業などの維持管理作業に住民が協力している状況を目指します。野洲川の自然環境が、住民の生活の質を高める地域資源として前向きにとらえられ、野洲川の維持管理に率先して参加する住民が増えることを目指します。</p> <p>(ミッション)</p> <p>川と人、住民と行政のつなぎ役として、野洲川で活動しようとする住民、および住民団体(自治会や住民グループ)、さらに、守山市、野洲市、栗東市などの地方自治体、および、野洲川の河川管理者との結節点となれるように活動します。それぞれの立場を理解することに努め、全体として、河川での住民活動や河川管理行為がうまく進むよう取り組みます。</p>
<p>今年度の成果目標</p>	<p>(1) 野洲川下流部(守山市中洲地区)では、「かわまちづくり」の考え方に照らし、地域住民がもとめる地域活性化について意見を聴取・把握しながら、河川管理者や、河川占有者とも情報交換をはかり、それぞれの立場から提供されるリソースをうまくつなぎあわせ、野洲川での住民活動や、維持管理作業への住民参加が進むように努めます。また、野洲川に関わる住民や住民団体、教育機関、地元自治体、河川管理者の活動や声を「見える化」することに取り組みます。</p> <p>(2) 野洲川上流部(栗東市・野洲市・守山市)では、まずは、低水路護岸に降りられる場所から、野洲川での調査活動や水辺利用活動、環境再生活動などの場をつくり、住民に呼びかけて参加を募り、最初のステップを開始したいと思います。集まってくださった住民から声を聴取し、その後の活動展開につなげていきたいと考えています。</p> <p>(3) 野洲川で新たに河川レンジャーとして活動しようとする方がでてきた場合には、必要があれば、サポートしたいと思います。特に、最初、河川レンジャー制度に慣れるまでの期間は、サポートがあると助かると思います。</p>

内容	<p>(1) - 1. 野洲川下流部で「かわまちづくり」に資する活動を行おうとする住民グループの活動支援を継続します。</p> <p>(1) - 2. 地元自治会などとも情報交換を行い、「かわまちづくり」が前提とする地元が望む地域活性化について把握しながら、活動します。</p> <p>(1) - 3. 河川管理者や親水公園の占有者（守山市）とも必要に応じて、情報交換を行っていきます。</p> <p>(1) - 4. 清掃活動や幼木伐採、除草作業など、野洲川の維持管理に協力する住民が増えるように住民活動を支援していきます。</p> <p>(1) - 5. 野洲川で活動する住民や、周辺地域の住民団体、教育機関、地元自治体、河川管理者の活動や取り組み、声（意見）を動画取材して、1本の動画として制作し、公開します。</p> <p>(2) 野洲川上流部にて、低水路に降りられる場所にて、住民が参加できる河川活動を計画し、住民に参加をよびかけ、活動を行い、参加された住民の声を聴取し、その後の活動の展望について検討します。これまで一緒に活動してきた野洲市内の小学校との関係性なども、必要に応じて活用します。</p> <p>(3) 野洲川にて新たに河川レンジャーになれる方がでてきた場合には、情報交換を行い、必要があれば、初期の活動について、支援させていただきます。</p>												
対象	<p>(1) 野洲川下流部（守山市中洲地区）の住民および住民団体、教育機関等</p> <p>(2) 野洲川上流部（栗東市・野洲市・守山市）沿川の住民や、教育機関および公民館等</p> <p>(3) 新たに河川レンジャーになろうと言う人</p> <p>(4) 守山市、栗東市、野洲市</p> <p>(5) 野洲川の河川管理者</p> <p>これらをステークホルダーとしてとらえ、必要に応じて、関係構築をはかり、情報・意見交換を行い、連携して野洲川での取り組みを行えるように「つなぎ役」として機能できるようにします。</p>												
工程計画		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) - 1 ~ 4. 野洲川下流部（守山市中洲地区）「かわまちづくり」	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	水辺利用活動	清掃活動	幼木伐採	幼木伐採	幼木伐採	幼木伐採	幼木伐採
(1) - 5. 野洲川下流部「見える化」	下準備	下準備	プラン	取材撮影	取材撮影	取材撮影	取材撮影	編集	経過発表	修正	修正	公開	
(2) 野洲川上流部（栗東市・野洲市・守山市）ファーストステップ										準備	準備	最初の活動の場	振り返り
(3) 新たに河川レンジャーになろうと言う人への支援		ごあいさつ	情報交換		活動の場の提供	ふり返り	必要な支援	※必要に応じて					※必要に応じて

(テーマ) 住民と行政がともに考える川づくり

氏名：水上 幸夫

作成日：2023年 3月26日

<p>背景と昨年度の課題</p>	<p>背景 私は、川は住民の宝であり、できるだけ多くの人々に「川に関心を持ってもらい」「川に直接ふれてもらい」「川のことを自ら考えてもらう」等の行動をしてもらえるような「住民参加の川づくり」の取り組みを進めるべきだと思っている。そのためには、住民と行政（河川管理者）がともに考える川づくりを進めることが重要であると考えている。</p> <p>昨年度の課題 2017～2020年度の4年間で行政（河川管理者）と住民がともに考える川づくりをテーマに進めてきたが「川のことを自ら考えてもらう」住民主体の川づくりの活動へ発展させる事が出来なかった。</p>
<p>実施目的</p>	<p>野洲川の河川環境を大切に、住民の主体のもと、住民・企業・行政と連携して、川を知り、川を活かした活力ある地域づくりの実現を図るため、川を軸にした地域活動としての「川づくり」の活動を行う。</p> <p>(ビジョン)</p> <ul style="list-style-type: none">① 野洲川が多くの人の活動場所となる。② 住民が川づくりに参加できるような仕組みができる。③ 住民と行政がともに考える川づくりの仕組みができる。④ 最終的には住民主体となった住民参加の川づくりが実現する。 <p>(ミッション)</p> <p>サブテーマとして2つのテーマで活動</p> <ul style="list-style-type: none">① 地域住民参加の川づくり② 企業参加の川づくり <p>◆ミッション達成のための具体的な川づくりのテーマ</p> <ul style="list-style-type: none">① 緑化・美化活動を軸とした環境改善（環境保全）② いろんな世代の人が川にふれ親しむきっかけをつくる。（川の利用）③ 植生・水生生物の観察による学習・教育（川を知る）④ 水遊びで水にふれあい、川の恐ろしさを伝える（安全）⑤ 水害などから地域を守る（防災）⑥ 地域連携 地域・企業・行政と連携した川づくり（地域連携）
<p>今年度の成果目標</p>	<p>地域住民、企業が川づくりに主体的に参加できるような仕組みづくり（地域連携）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 野洲川河川清掃（環境保全） 2017年から実施してきた野洲川河川清掃活動を継続して進める 2023年度からは「住民主体の川づくり」を目指して企画の段階から企業・住民の想いを聴き、住民が主体的に活動する仕組みづくりに向けた野洲川河川清掃を実施する。(2) 樹木再繁茂対策（野洲川の水害から地域を守る）（防災） 防災活動のひとつとして樹木再繁茂対策のひとつである幼木伐採を住民の皆さんと行う(3) 野洲川中洲親水公園（あめんぼう）の利用促進（利用） あめんぼうを皆さんに利用してもらうために住民の方々と連携して活動(4) 住民の声（想い）を聴き、届ける（地域連携） 野洲川に関する住民の声（想い）聴き、行政に届けるとともに記録として残し住民主体の川づくりに向けた取り組みに生かせるようにする。(5) 野洲川中流域、上流域での活動に向けた取り組みを始める。

内容	<p>地域住民、企業が川づくりに主体的に参加できるような仕組みづくり</p> <p>1. 企業、地域住民をつなぐ野洲川清掃活動</p> <p>野洲川河川清掃（夏季）</p> <p>1) 実施時期 令和5年6月17日（土） 予備日 6月23日（土）</p> <p>2) 参加者・・・約50名予定 (1) ㈱レイマック、なかす野洲川たんけん隊、自治会 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容 (1) 野洲川河川清掃 (2) 河川清掃の実施範囲（予定） 天満大橋（1. OKP）～稲荷大橋（2. 4KP）</p> <p>4) その他 新型コロナウイルス感染拡大防止対策については実施計画作成の段階での状況を踏まえて、防止対策の検討等を行う</p> <p>野洲川河川清掃（秋季）</p> <p>1) 実施時期 令和5年10月中旬</p> <p>2) 参加者・・・約100名予定 (1) ㈱レイマック、綾羽㈱、なかす野洲川たんけん隊、立命館守山中学校、地域住民 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容 第1部 (1) 野洲川河川清掃 (2) 河川清掃の実施範囲（予定） 天満大橋（1. OKP）～稲荷大橋（2. 4KP） 第2部 中洲親水公園（あめんぼう）を利用したイベント（予定） (1) Eボートによる野洲川の探検 (2) 野洲川の生き物調査 (3) 防災カマドによる非常炊き出し体験</p> <p>4) その他 新型コロナウイルス感染拡大防止対策については実施計画作成の段階での状況を踏まえて、防止対策の検討等を行う</p> <p>2. 樹木再繁茂対策（野洲川の水害から地域を守る）（防災）</p> <p>1) 実施時期 令和6年3月初旬</p> <p>2) 参加者 立命館守山中学校、なかす野洲川たんけん隊（根木山レンジャーと連携）（未調整）</p> <p>3) 内容 (1) 幼木伐採 幼木伐採の実施範囲 天満大橋（1. OKP）～稲荷大橋（2. 4KP） (2) 防災カマドによる非常炊き出し体験（伐木材の有効活用）</p> <p>3. 野洲川中流域、上流域での活動に向けた取り組み 中流域（南流側帯・北流側帯付近）及び上流域の（野洲川運動公園（栗東市）付近）の2か所についてどのような活動ができるか関係者と調整を行い。詳細な活動計画について検討し活動計画書（詳細</p>
----	--

版)を作成する。

1) 中流域での活動 (概要)

(1) 南流側帯及び北流側帯においての活動に向けての事前調整を行う

行政 琵琶湖河川事務所、守山市

企業 オムロン株式会社 (予定)

(2) 活動内容

河川清掃、野洲川に親しむイベント

(3) 参加対象

企業 オムロン株式会社

地域住民

2) 上流域での活動 (概要)

(1) 野洲川運動公園 (栗東市) での活動に向けての事前調整

行政 琵琶湖河川事務所、栗東市

(2) 活動内容

野洲川に親しむイベント

(3) 参加対象

行政 (琵琶湖河川事務所、栗東市)

地域住民

4. 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査

野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査

主催 琵琶湖河川事務所

**琵琶湖河川事務所が主催で行う野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査について行政と立命館守山
中学校とをつなぐ活動を行う**

1) 実施時期

実施日時 5月18日(木) 9時~12時

2) 参加者

立命館守山中学校

琵琶湖河川事務所 流域治水課

水上河川レンジャー

3) 内容

(1) 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査

魚類調査

(2) Eボートによる野洲川探検

事前説明会

「令和5年度野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査」事前説明会

1) 実施時期

日時 5月16日(火) 16時~17時

2) 実施内容

(1) 「野洲川河口部ヨシ帯整備」とこれまでに実施してきたモニタリング調査

(2) 5月中旬に実施する野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査について説明

①魚類調査

②Eボートによる野洲川探検

(3) 意見交換

対象

企業、地域住民、立命館守山中学校、行政 (琵琶湖河川事務所、守山市、野洲市、栗東市)

工程計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企業・地域 住民が川に づくりに参 る主体でき る仕組み づくり	関係者と打ち合わせ・調整（モニタリング調査）	野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施 関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（夏季））	野洲川河川清掃（夏季）実施	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（秋季））	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（秋季））	関係者と打ち合わせ・調整（河川清掃（秋季））	野洲川河川清掃（秋季）活動実施	野洲川中流域、上流域での活動に向けた 取り組み。	野洲川中流域、上流域での活動に向けた 取り組み。	関係者と打ち合わせ・調整（幼木伐採）	関係者と打ち合わせ・調整（幼木伐採）	樹木再繁茂対策の幼木伐採実施

(テーマ) 瀬田川を愛する人々が、安全・安楽に共存できる川づくり

氏名：福西 健太

作成日：2023年 6月 3日

背景と昨年度の課題	<p>私は、豊かな自然と観光資源があり、地域の住民や観光客の憩いの場となっている瀬田川を河川レジャーとして維持していく必要があると考えています。</p> <p>瀬田川を利用している人々にとって、一部の釣り人の行為が迷惑になっている事があります。路上駐車もあり、生活している住民にとっては通行の妨げになっています。</p> <p>また、近年全国でも問題になっている外来水草問題のオオバナミズキンバイが瀬田川でも確認できる状況であります。</p> <p>今年度の課題：昨年度把握した情報をもとにした取り組みの継続 地域住民や利用者と景観保全をしていくための方法のアイデアを出し合う場づくり</p>
実施目標	<p>瀬田川で、散歩や運動、釣りなどで利用する人々が安全・安楽で共に活動できる場所になる働きかけをしていきます。</p> <p>また、共に活動できる場の実現を目指していく中で、良好な河川景観を維持できるよう、利用者や住民が考えている課題やニーズについて引き出すとともに、共に考えていける場づくりを行います。</p> <p>(ビジョン)</p> <ol style="list-style-type: none">① 瀬田川を利用する人々の想いを行政につなぎ、課題の解決方法を探る。② 瀬田川が地域住民と観光客の安全・安楽に過ごせる場所になるようゴミやマナーの面からの課題を把握し、住民や利用者と景観保全を図る仕組みを検討する。③ オオバナミズキンバイの生態を知り、実状を把握する。 <p>(ミッション)</p> <ol style="list-style-type: none">① 瀬田川を利用する人々と信頼関係を築き、川に対する想いや課題を引き出す。② 瀬田川の美化・清掃活動を、SNS を利用して参加を呼びかけ積極的に行い、活動時に気付いた景観やマナーの具体的な課題を把握する。また、参加者から瀬田川への想いやニーズを引き出すとともに共に考える機会を作る。③ 積極的にオオバナミズキンバイの勉強会や専門的識者から情報を得て、駆除できる機会を作る。④ ①②③を通して、把握した想いや課題を行政等につなぐ。
今年度の成果目標	<p>(1) 瀬田川利用者の実態とニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none">・瀬田川を利用している人々に積極的に会話し、存在を知ってもらい、信頼関係を構築するとともに、利用者に質問調査を行い、瀬田川への想いや課題を把握する。・安全利用の観点から釣り人のライフジャケット着用を啓発していく。 <p>(2) 景観保全やマナー面から見た課題の把握</p> <ul style="list-style-type: none">・活動予定を SNS 上に載せて呼びかけを行い、瀬田川を利用する人々と一緒に清掃活動を行うことを試行する。(年2回 清掃活動を実施する)・漂流ゴミや生活ゴミ、レジャー(釣りやデイキャンプ)で出たゴミを収集し、瀬田川の課題を把握する。瀬田川を利用する人々が気持ちよく過ごせる景観を保持する方法を参加者と一緒に考える。・活動参加者に、瀬田川への想いや課題について質問調査を行い、その結果を把握する。・活動内容は SNS 上にて結果を報告し、活動を周知することも併せて行う。 <p>(3) オオバナミズキンバイの課題の把握</p> <ul style="list-style-type: none">・瀬田川でオオバナミズキンバイの繁殖状況について把握する。・利用者にオオバナミズキンバイの質問調査を行う。 <p>(4) 瀬田川の利用者の把握と、行政等との共有</p> <ul style="list-style-type: none">・(1) (2) (3) で把握した利用者を把握し、利用者の想いや課題を行政等に共有する。・次年度の活動促進に活かせるようにする。

<p>内容</p>	<p>1. 瀬田川利用者の実態とニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬田川を利用する人々に対して積極的に話しかけ、信頼関係を構築すると共に、瀬田川に対する想いを聴取する。 ・聴取する内容は、主に「瀬田川の良い所、改善したい所」を考えている。 質問して得た返答は、活動後ノートに記入しておく。 活動後ノートを整理し関係者と共有を図る。 対象：瀬田川を利用するコミュニケーションの時間がとれる方(年齢不問) ・利用者の利用目的を把握するとともに、流域連携支援室と連携して瀬田川利用団体について把握し今後の活動の情報として整理する。 ・活動中に釣り人のライフジャケット着用率を観察し、毎月着用率を算定していく。 昨年度の活動でライフジャケットの普及率が0%と変動はなかったため、「ライフジャケットは陸からの釣りにおいて必要か」などの意識調査を同時に行う。 自身の SNS で毎月1回、ライフジャケット啓発活動を告知する。 ・その他、水辺付近で遊んでいる人々に落水等の危険がある場合は注意喚起を行う。 <p>2. 景観保全やマナー面から見た課題の把握</p> <p>(1) 活動の呼びかけと実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動を自ら積極的に行い、瀬田川のゴミやマナーの実態を把握する。また、活動においては、「琵琶湖河川レンジャー福西」でアカウント作成した SNS (ツイッター) 上に予告し呼びかけを行い、一緒に清掃活動を行ってもらえる方と実施する。 ・清掃活動当日に、SNS で報告を行いリアルタイムな情報を発信する。 ・特にゴミについては、漂流ゴミや生活ゴミ、レジャー(釣りやデイキャンプ)で出たゴミ等、ゴミの種類と場所の特徴を把握する。 ・マナー面については、釣り人による路上駐車が現状どの程度あるのかも観察する。 ・実施期間は令和5年4月～令和6年3月を想定 <p>(2) 地域住民や活動団体による清掃活動行事の企画・実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月頃までに把握したゴミの情報をもとに地域住民や活動団体に対して場所を設定した清掃活動行事を企画し、呼びかけ、実施する。 ・参加人数30人程度を想定する。 ・参加者に意見や課題を問いかけると共に、次回開催に向けた課題について意見を聴取する。 ・7月と1月(2回/年)に、「地域住民と釣り人をつなぐ清掃活動」として開催する。 <p>3. オオバナミズキンバイの課題の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬田川オオバナミズキンバイ繁殖マップを作成し、3ヶ月毎に繁殖状況を更新する。 ・利用者に質問調査を行い、オオバナミズキンバイの知識や理解度について聴取する。 聴取する内容は、繁殖している実物を見てもらい「オオバナミズキンバイは特定外来生物と知っているか」を考えている。質問して得た返答は、活動後ノートに記入しておく。 <p>4. 行政等への共有</p> <p>1, 2で行った結果から得られた水辺の利用者や清掃活動への参加者から聞いた意見や課題について、月間の活動報告や委員会を通じて行政や委員会に共有する。</p> <p>活動の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動の実施の際には、河川レンジャーののぼりを掲示すると共に、所定のゴミ袋を使用する。 ・感染対策として、マスクを着用しソーシャルディスタンスを保ち活動する。 ・携帯用アルコール液を持ち歩き、適宜消毒する。 ・釣り人は釣りに集中しており、釣り人の状況をしっかりと判断して声掛けを行う。 ・自身はライフジャケットを必ず装着し、安全に注意し実施する。 ・SNS での情報発信では、「プライバシーの保護」、「不確かな情報は流さない」、「当日行った活動内
-----------	--

	<p>容を正確に発信する」、「個人情報やプライベートな情報の書き込みはしない」を守り実行する。</p> <p>・活動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の流行動向を把握しながら、支援室と密に連絡をとり調整を図る。</p>												
対象	対象：地域住民、釣り利用者、その他利用者で時間の取れる方												
工程計画		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1. 瀬田川利用者の実態と想いの把握	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施	年間活動計画に基づき実施
	2. 景観保全やマナー一面から見た課題の把握	湖岸清掃を行い現状把握		湖岸清掃を行い現状把握	活動 第2回 地域住民と釣り人をつなぐ清掃	湖岸清掃を行い現状把握		湖岸清掃を行い現状把握	湖岸清掃を行い現状把握	湖岸清掃を行い現状把握	活動 第3回 地域住民と釣り人をつなぐ清掃		湖岸清掃を行い現状把握
	3. オオバナミズキンバイの課題の把握	目視による観察	繁殖マップ作成	目視による観察	繁殖マップ更新	目視による観察	目視による観察	繁殖マップ更新	目視による観察	目視による観察	繁殖マップ更新	目視による観察	繁殖マップ評価
	4. 行政等への共有			情報共有	情報共有	情報共有			情報共有	情報共有	情報共有		情報共有

(テーマ) 『また来たくなる瀬田川』を目指して

氏名：西島 昌宏

作成日：2023年 5月16日

背景と課題	<p>背景 瀬田川を歩くと、様々な目的で瀬田川を利用されている方と出会います。そんな様々な皆様が『また来たい』と思えるような瀬田川の環境づくりのお手伝いのできればと感じました。</p> <p>課題 最大の課題として、人間や野生動物の危険因子にもなり得る、ごみの排除を目指します。並行して、綺麗な瀬田川を維持する為の啓発活動にも注力する必要があると考えました。</p>
実施目標	<p>(ビジョン)</p> <ul style="list-style-type: none">①安全で綺麗な瀬田川 →ごみが少なく、誰もが安心して利用できる状態を目指します。②瀬田川の有効活用を目指す為の情報収集 →埋もれている、さらなるニーズの掘り起こしを目指します。③「瀬田川に行ってみよう」思える様なイベントの開催（長期ビジョン） →多くの方が瀬田川を訪れる様なイベントの開催を目指します。 <p>(ミッション)</p> <ul style="list-style-type: none">①安全で綺麗な瀬田川を目指す為、『人を集め、人と共にごみを拾い、参加者みんなでごみ問題について意識してもらう』機会を創ります。また、SNS を積極的に活用し、現状と現状に対する取組みを広く知ってもらいます。②現在瀬田川を利用している方から、『より深く瀬田川を利用する』為に何が必要であり、何を求められているかを探ります。その為、現場へ足を運び、多くの方とコミュニケーションを図り、意見を蓄積します。③長期ビジョンとして、初めて瀬田川を訪れる方の創造の為のイベント（マルシェ）の開催を目指します。こちらは、①、②を実行しながら可能性を探り、開催を目指します(WS 琵琶開催でのイベントとの同時開催も視野に)。
今年度の成果目標	<ul style="list-style-type: none">① 安全で綺麗な瀬田川 →人を集め、共に行動するごみ拾いイベントの実施（唐橋エリア）。SNS を活用し、参加者を募集。瀬田川への思いを参加者と共有し、楽しくごみ拾い出来るようなイベントを実施する。② 瀬田川の有効活用を目指す為の情報収集 →実際に瀬田川に足を運び、利用者の方とコミュニケーションを図りながら情報収集を実施。 その為自身が記入する為のアンケートシートを作成する。 Ex. ・利用目的、年齢層、人数の把握等③ イベントの開催（マルシェ） →長期ビジョンでの成果目標となるため、現段階ではモデルケースの確認や、情報収集、コネクション作りに注力をする。

内容	<p>① ごみ拾いイベントの実施 ・2023年内にて『大津市唐橋エリア』にてごみ拾いイベントを実施。 ※唐橋エリアは観光客の方も多く、一番多くの方の目に触れる機会が多いエリアだと認識。 →SNS(Twitter)にて参加者の募集を実施。 →駐車場の確保が必要であり滋賀県青年会館、周辺商業施設への協力を依頼予定。</p> <p>② 情報収集 ・自身で作成したアンケートシートを持参し、瀬田川を訪問。 実際に瀬田川を歩き、情報の収集に努める。 →アンケートから得られた回答は自身の今後の活動に反映。 また、行政へのフィードバックすべき回答はフィードバックを実施する。</p> <p>③ イベント開催の為の下準備 →イベント参加可能出展者の調査、選定、アプローチを実施。 ・大津商工会議所青年部の方との連携を図る(突破口になる方にはアプローチ済み)。後日アポイントの上ご挨拶予定。</p>												
対象	<p>① ごみ拾いイベント →日頃から瀬田川を利用する皆様（募集に応募頂いた方々）。</p> <p>② 情報収集 →瀬田川でお会いする利用者の皆様</p> <p>③ イベント開催 →日頃から瀬田川を利用する皆様+初めて瀬田川を訪れる方々。</p>												
工程計画		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ごみ拾いイベントの実施						SNS告知	準備	実施予定			SNS告知	準備	実施予定
② 情報収集		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ イベント開催のための下準備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(テーマ) 川を守り育てる意識と行動を引き出す

氏名：野村祐美子

作成日：2023年4月19日

背景と課題	<p>瀬田川は琵琶湖の水が流れ出す唯一の河川である。美しい景観は心を和ませ、年間を通して、多くの人々がそれぞれの目的をもって訪れ、利用している。</p> <p>近畿の水資源を制御している場所であるが、過去に生きた人々がどのように川と向き合ってきたかを物語る貴重な資料も多く現存している。これらの現代における価値を捉えることは、文化、歴史、防災・減災の視点からも重要であろう。</p> <p>また、長引くコロナ禍において、豊かな自然環境や人とのつながりを求める機運が増してきている。瀬田川は、その思いを実現できる場として適している。</p> <p>行政と流域住民、また住民同士が、活動を通じてお互いの思いや考え、働きを理解し、「自分の川」という意識を持って、川を守り育てるために協働する関係を構築していきたい。</p>
実施目的	<p>(ビジョン)</p> <p>瀬田川は多様な価値をもつ社会資本である。流域住民がその価値を実感できるようになり、川を守り育てる意識をもって、行動する姿を目ざす。まずスタートとして、川を知り、愛着を持ち、川について語れる子どもたちを育てたい。未来の創り手となる子どもたちからの発信を受け、家庭・地域に思いが広がることを期待する。</p> <p>(ミッション)</p> <ul style="list-style-type: none">・小学生親子を対象に、子どもたちが川のよさ（価値）に気づき、愛着を持つ体験活動を行う。・小学校の学習課程における川に関する内容を整理し、自然体験活動を推進する上での参考資料として活用できるようにする。
今年度の成果目標	<ul style="list-style-type: none">・活動に適した地域資源を見つける（自然環境・土木遺産・地域の人材など）。・川に関する体験活動を行う親子クラブを立ち上げる。・活動の準備・実践を通して、地域の方・河川事務所・WS 琵琶の会などとの関係をつくる。・小学校学習指導要領における川に関する記述を整理し、関連表を作成する。

内容	<p>1. 親子クラブ「瀬田川たんけんたい」（仮称）活動</p> <p>実施の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動広報と団員やスタッフ募集 (6～7月 近隣の学校への案内配布・河川事務所HPへの掲載など) ・活動(8月～R6年2月：2か月に1回程度) <ul style="list-style-type: none"> ・水生生物調査・石アート・外来魚つり・水鳥観察会 など ・まとめ <p>実施に関わって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加希望者は、メール、または往復はがきにて応募してもらい、応募者多数の場合は抽選とする。 ・地域の方・河川事務所・WS琵琶の会・大学生（ボランティアサークルなど）などの協力を得られるよう連絡調整を行う。 ・子どもたちが自主性を発揮して活動し、様々な方とコミュニケーションがとれるよう働きかける。 ・活動後、ごみ拾いなどを行い、周辺環境への意識を高める。また、ふりかえりの時間を設け、参加者がお互いの気づきを共有できるようにする。 ・「水辺の匠」イベント等で活動の様子を発表する。 <p>2. 小学校学習指導要領における川に関する記述の関連表作成</p> <p>子どもたちを対象とした効果的な川の自然体験活動プログラムの作成や実施にあたっての基礎的資料となる、学習指導要領における川に関する記述を整理した資料を作成する。</p>												
対象	小学校親子（10組）												
工程計画		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域資源の調査・理解													
関係者との打ち合わせ				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
たんけんたい活動			団員募集	活動説明・瀬田川観察		生きもの観察・石アート		瀬田川の漁業・外来魚つり			水鳥観察	まとめ	
課題の把握		○	○		○		○		○		○	○	○
行政への共有			○					○				○	
関連表の作成													

河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

■河川レンジャー活動の「理念」

河川は、昔から住民の生活や生業と深い関係にあり、人々は日常的に川に触れ、遊び、恵みを得てきました。またその一方で、河川の氾濫等により、大きな被害を繰り返し受けてきた歴史もあります。

高度経済成長の大変動の中で、人々は、より便利で、安全で、効率の高い方法で、生活の向上、産業の発展を求めようになり、いつしか人々は、河川に背を向け、その整備や維持管理は専ら行政によるものとして認識されるようになりました。

しかし、河川整備計画に示されているように、本来、河川は貴重な自然環境や地域固有の風土・文化などを育む地域の財産であり、ともに守り育てていくことが求められます。

そのために今必要なこと、それは、住民自身が河川を守り育てていく「主人公」であるという意識を育み、河川の豊かさを実感しながら、新たな川づくりに主体的に携わっていくことです。そして、住民と住民がつながり、行政とも連携しながら、川づくり、湖づくりにともに取り組んでいくことが期待されます。

琵琶湖河川レンジャーは、こうした河川を取り巻く状況の中で、顕在化している課題だけでなく、将来を展望し、潜在している課題にも着目しながら、川づくりに対する住民の意識を喚起し、住民自身による活動を引き出し、住民と住民、住民と行政の協働の関係づくりをコーディネートする役割を担います。そのため、様々な立場の住民とのコミュニケーションや、住民活動への助言やサポート、住民と行政との協働による河川管理のあり方に関する提言などを積極的に行っていきます。

その結果、河川を愛し、守り、触れ親しむ人や、災害や事故などに対して自律的に対処できる人を増やし、かつてのような人々と河川との豊かな関係を再構築していきます。

■河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」

○長期的な視野、幅広い視点、そして大きな志を持って活動に臨む

○固定観念にとらわれない柔軟な発想で活動テーマを定める

○定めたミッションの達成に向けて、住民と向き合い着実に進めていく

○主役はレンジャーではなく、住民自身であるという認識に立って取り組む

○独立性を保ち、自らの立場を明らかにして活動する

○継続性のある活動、受け継がれる活動に取り組む

○活動に必要な知識やスキルを日々向上させる努力を行う

■住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」

聴く・認識する

- ・多角的な意見、視点があることを理解・認識する
- ・住民との信頼関係を築き、本音を聴く
- ・普段川との接点がない人の声も聴く
- ・住民、行政それぞれの課題を認識する

呼びかける

- ・多世代が、川に触れ親しむきっかけをつくる
- ・子どもたちと川に関わる人々と出会いの場をつくる
- ・地域における住民の果たすべき役割を理解した上で、伝達や働きかけを行う

伝える

- ・河川レンジャーの役割・活動を分かりやすく発信する
- ・集めた情報は集めた場所にフィードバックする
- ・暮らしと川との関わりを“見える化”する
- ・地域の協働による活動の成果を地域内外に知らせる
- ・住民と行政の取り組みをそれぞれに分かりやすく伝える

引き出す

提案する

- ・住民自ら地域の声を聴き、問題を見つけ、地域の課題に取り組む意識を育てる
- ・住民による主体的な活動の立上げ、構築を支援する

- ・川づくりへの住民の参加・協働による取り組みを働きかける
- ・住民の思いや取り組みを背景に、行政に対して積極的に提案する

つなぐ

- ・立場や思いの異なる住民どうしをつなぐ
- ・相反する意見をつきあわせる
- ・連携可能な活動や主体(官・民)をつなぐ
- ・派生するつながりも敏感に取り入れ活かす

■活動テーマ設定に際しての「視点事例」

○川から遠ざかっている子ども、住民に対する関心の喚起

○川の自然的価値、歴史・文化的価値の再発見

○住民の昔からの暮らしの中で培われてきた環境維持技術の掘り起こし(好循環型社会の再構築)

○外来種による生態系や文化・社会への影響

○水防災への関心の喚起

○顕在化している住民ニーズへの取り組み。
【河川管理者に寄せられた住民ニーズ(別紙参照)】

○潜在化している住民ニーズを把握する取り組み。

河川レンジャー活動の理念・あるべき姿の位置づけ

「河川レンジャー」については、淀川水系河川整備計画で提起され、琵琶湖河川事務所管内では、平成18年度に「河川レンジャー制度」が制度化された。それ以降、当制度に基づく河川レンジャー活動が展開されてきたが、平成24年度に、今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について、ワーキングによるレビューに基づき答申が行われた。ここに示す、「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」は、当答申に基づいて明文化するものである。

■淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)

河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて活動の充実を図る。将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。

■河川レンジャー制度(現状)

○河川レンジャー制度運営委員会規約

・前文(抜粋)

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

- ・名称、目的、委員の責務、審議事項、組織等、任期、委員長・副委員長、委員会、議事、委員会の公開、事務局、規約の改正、雑則

○琵琶湖河川レンジャー活動要領

- ・趣旨、定義、責務、活動拠点、任命及び解任、活動休止及び再開、任期、活動支援、活動計画、活動報告、研修、謝金等、保険の加入、活動要領の改正

■河川レンジャー制度運営委員会 委員会レビューワーキング

「今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について(答申・抜粋)」

(1)河川レンジャーのあるべき姿

イ)河川レンジャー活動のあるべき原点は、住民の河川との生活の関わりの中から醸成されてきた住民の真の知恵を聴取し、この住民意見を新たな川づくりの河川整備に反映されるように努め大きな志を抱くことにあるということを目指す。

ロ)「つなぐ」という言葉には、二つの本質的な意味がある。一つは、河川に関わる住民の真の意見を聴取するための、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」である。河川レンジャーは、この「つなぐ」を達成するために、住民の意見を極めて公平に掘り下げて聴取できるよう、なんびとの利益行動にも左右されずに日常から思想と信条に関する倫理獲得に努め、住民個人あるいは住民組織と接していかなければならない。二つめは、河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」である。すなわち、河川レンジャーからの住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」結果の河川管理者への報告過程である。河川管理者は、河川整備を行うにあたって、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」と河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」の二つの「つなぐ」を施策に十分に生かし反映させなければならない。

ハ) 河川レンジャー活動の理念、あるべき姿を明文化し、委員会委員ならびに河川レンジャーが活動目的の本質を認識して、これの共有を図る。

(2)河川レンジャーの育成

- イ)開催講座の継続的開催
- ロ)相互理解を図るための交流の場

(3)河川レンジャー活動成果の評価

- イ) 委員会が河川レンジャー制度の理念、目標を明確に提示できるという前提で、河川レンジャーの個別の活動について、その理念、目標の達成度を評価する。
- ロ)河川レンジャー活動総体としての全体評価

(4)委員会の果たすべき役割

- イ)委員会委員の関与
- ロ)委員会及び委員の役割
- ハ)河川レンジャーと委員とのコミュニケーション

■河川レンジャー制度(今後)

○河川レンジャー制度運営委員会規約(前文(抜粋))

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

○河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

河川レンジャー活動の「理念」及び河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」活動テーマ設定の「視点事例」

※河川レンジャーの理念・あるべき姿の文章作成に基づいて、河川レンジャー制度運営委員会規約の改正が必要との判断はしない

※河川レンジャー活動の評価制度に関しては、河川レンジャー制度の理念・目標の明示がなされることによって、河川レンジャー個別活動評価について委員会にて検討する

※住民から寄せられたニーズに変化があった場合、河川管理者は、住民と行政との連携・協働がより積極的に取り組まれるよう制度運営委員会に報告し、制度運営委員会は、河川レンジャーの個別活動の評価、継続審査、任命審査に利活用するものとする。

河川レンジャー制度運営委員会規約

平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。河川レンジャー制度運営委員会（旧河川レンジャーアドバイザー委員会）は、琵琶湖河川レンジャーと連携し、琵琶湖河川事務所の積極的な支援に基づいてその制度を運営する。

（名称）

第1条 本委員会は「河川レンジャー制度運営委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、河川レンジャー制度の発展に寄与することを目的とし、その制度の運用の検討、琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の任用、河川レンジャーの活動等にかかる審査等を行う。

（委員の責務）

第3条 河川レンジャー制度運営委員会委員（以下「委員」という。）は、前条の目的に基づき河川レンジャー制度が適切に運用されるよう努めるものとする。

（審議事項）

第4条 委員会は、以下に掲げる項目に関して議決する。

- （1）河川レンジャーの任命及び解任
 - （2）河川レンジャー活動要領に関する事項
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項
2. 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討する。
- （1）河川レンジャー制度の運用に関する事項
 - （2）河川レンジャーの育成及び活動
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項

(組織等)

第5条 委員会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員会の構成委員については、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3名程度 |
| (2) 住民 | 5名程度 |
| (3) 行政関係者(河川管理者) | 2名程度 |

(任期)

第6条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2. 委員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員会の議長は、委員長がつとめる。
4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(議事)

第9条 委員会の表決は出席委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 前項の場合においては、議長は委員として表決に加わることができない。

(委員会の公開)

第10条 委員会は公開を原則とし、その公開方法については委員会で定めるものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶(滋賀県大津市黒津4-2-2)内に置く。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、委員総数の過半数をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第13条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮ってこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月6日から施行する。

改正 平成20年1月18日

平成21年6月22日

平成22年1月20日

平成28年3月7日

琵琶湖河川レンジャー活動要領

（趣旨）

第1条 この活動要領は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が管轄する区域及びその周辺において活動する琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という）の役割と活動要領について定めるものである。

（定義）

第2条 平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域及びその周辺で行うものとする。

（責務）

第3条 河川レンジャーは、第2条に規定した活動を自発的に行う有識者であり、河川レンジャーの制度が適正に運用されるようにつとめるものとする。なお、河川レンジャーの活動は、個人や特定の団体の活動と区別されなければならない。

（活動拠点）

第4条 河川レンジャーの活動拠点は、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶（滋賀県大津市黒津4-2-2）とする。

（任命及び解任）

第5条 河川レンジャーは、河川レンジャー制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査を経て、同委員会から任命されるものとする。

- 2 河川レンジャーがやむを得ない理由により、辞任を申し出た時は、運営委員会はこれを審議して解任することができる。
- 3 第10条に定める年度報告の審査の結果、活動内容の妥当性が認められなかった場合には、運営委員会は河川レンジャーを解任することができる。
- 4 次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する時は、運営委員会はこれを審議して河川レンジャーを解任するものとする。
 - (1) 河川レンジャー制度の信頼を著しく失墜する行為をおこなったとき。
 - (2) 活動の意志がないと認められるとき。
 - (3) 公序良俗に反する行為があったとき。
 - (4) 心身故障のため、活動の執行に堪えないとき。
 - (5) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動を行ったとき。
 - (6) 法令に違反する行為があったとき。
 - (7) その他本活動要領に違反したとき。

(活動休止及び再開)

第6条 河川レンジャーがやむを得ない理由により、長期間にわたり活動を休止する場合、または活動を再開する場合は、運営委員会の承認を得るものとする。

(任期)

第7条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(活動支援)

第8条 河川レンジャーの活動を支援するために、河川レンジャー活動支援室（以下「支援室」という。）をウォーターステーション琵琶内におく。

- 2 レンジャーの活動を適正かつ円滑にするために、支援室に河川レンジャーマネージャー（以下「マネージャー」という。）をおく。
- 3 運営委員会は、支援室職員の中からマネージャーを任命し、第5項の任務が適正に行われているかを審査する。
- 4 マネージャーの任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 マネージャーの任務は、運営委員会が下記に定める。
 - (1) 河川レンジャーミーティング（以下「ミーティング」という。）等の河川レンジャーが主体となる各種会議、活動行事等の日程調整
 - (2) ミーティングの司会・進行、議事録作成
 - (3) 河川レンジャーが運営委員会に提出する活動計画書や活動報告の作成、その他活動の実施にあたっての助言等
 - (4) 河川レンジャー活動成果のとりまとめとその広報
 - (5) 河川での様々な住民及び行政の活動に関する各種情報を河川レンジャーへ提供
 - (6) 運営委員会に対する河川レンジャーからの河川レンジャー活動に関する要望、および河川レンジャー制度に関する意見具申の内容整理と手続きを行う。
 - (7) 河川レンジャーの活動に対するマスメディア等からの取材受付
 - (8) その他レンジャー活動の支援に関する事項

第9条 河川レンジャーの活動を継続的に実施するため、河川レンジャーの中に河川レンジャーチーフを置くことができる。

- 2 河川レンジャーチーフは、河川レンジャーとしての経験等を考慮して運営委員会が任命する。
- 3 河川レンジャーチーフの任期は、任命された日から河川レンジャーの任期終了までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 河川レンジャーチーフに任務は、運営委員会が下記に定める。
 - (1) 琵琶湖河川レンジャーのまとめ役として各主体との連絡・調整
 - (2) 河川レンジャーの方向性の確認
 - (3) 退任する河川レンジャーの情報の引継ぎ
 - (4) その他河川レンジャーの活動の継続性を持たせるための活動

- 5 河川レンジャーチーフに任命された河川レンジャーの活動計画及び活動報告には前項の内容を含むものとする。

(活動計画)

第10条 河川レンジャーは、任命後速やかに任期内の活動計画を作成し、運営委員会の承認を得て活動を行うものとする。なお、活動計画を大きく変更するときは、速やかに計画変更書を運営委員会に提出し、同委員会の承認を得なければならない。

(活動報告)

第11条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果を運営委員会に報告し、承認を得るものとする。

2 河川レンジャーは、第1項の活動報告を原則として毎月提出するものとする。

3 河川レンジャーは、任期中の各年度末に、当該年度活動内容の報告を運営委員会に対して行い、活動内容の審査を受けるものとする。

(研修)

第12条 河川レンジャーは、運営委員会に対して、活動資質を高めるための研修講座の開催を要請することができるものとする。

(謝金等)

第13条 河川レンジャーへの謝金は月払いとし、適正な活動内容に対して支給するものとする。

2 河川レンジャーの活動及びその報告に要する経費は謝金の中に含まれるものとする。
なお、活動報告に要する交通費は別途支給するものとする。

3 河川レンジャーの謝金額は別途定める。

(保険の加入)

第14条 運営委員会は、河川レンジャーが、活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、傷害保険等に加入する。

2 前項の保険への加入及び保険履行等の手続きは、レンジャー活動支援室がこれを行う。

(活動要領の改正)

第15条 本活動要領の改正は、運営委員会規約第4条第2項に基づいてこれを行うものとする。

附則

この活動要領は、平成22年4月1日から施行する。

改正 平成27年3月10日

河川レンジャートライアル 基本ルール

（趣旨）

この基本ルールは、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が設ける「河川レンジャー制度」において、河川レンジャーの確保を目的とし試行する「河川レンジャートライアル」に適用し、次期レンジャー候補者・希望者が体験する場として河川レンジャー活動の補佐をする場合の基本的なルールを示すものである。

（名称）

この試行を「河川レンジャートライアル」と称し、トライアルを行う個人には、呼称を付さない。

（責務）

トライアルにおいて活動する者は、特定の責務を負わないが、この試行の意義を理解の上、良識的な行動を行うものとする。

（活動範囲）

トライアルにおいて活動する者の活動範囲は、琵琶湖河川レンジャーの活動範囲に準ずる。

（登録）

河川レンジャー活動の補佐をする「河川レンジャートライアル」でレンジャー活動の体験を希望する者は、登録様式に記入し提出・申し込みを行う。

（申込）

申込は、河川レンジャーマネージャーが対面で受け取り、河川レンジャーについての一通りの説明を行い、申込者が趣旨を理解していることを確認する。受け取った際の所見を、マネージャーは、様式内の所見欄に記入する。提出された申込書は、河川レンジャー制度運営委員会に回覧する。

（活動内容）

マネージャー及び河川レンジャー（注1）により、トライアル内容を決定し、実施する。

（活動支援）

河川レンジャー活動支援室（マネージャー）と河川レンジャーは、連携して、トライアルにおいて活動する者の、河川レンジャーとしての素養を獲得していく経過を支援する。

（登録の抹消）

トライアルにおいて活動する者が、トライアルの趣旨に反して著しく不適切な行動を取った場合は、委員会が登録抹消権を持つ。

（活動休止及び再開）

トライアルを行う期間において、都合により活動を休止する者は、マネージャーへ届けを提出する。また、再開する場合も、同様に行う。

（登録期間）

登録期間は半年毎に更新可能とし、最長2年とする。

(活動報告)

トライアルにおいて活動する者は、毎回の参加記録を所定の様式に記入し提出すること、および3カ月毎に感想文を提出することとする。

(交通費の支払い)

上記の参加記録に記載される内訳に従い、確認の上、活動に伴う交通費の支払いを行う。
精算の 様式は別途定める。

(保険の加入)

委員会は、トライアルにおいて活動する者へのイベント保険を各活動ごとにかかるものとする。
その事務手続きは河川レンジャー活動支援室が行う。

以上